

第3項 環境基本条例と計画、取組体制

1 練馬区環境基本条例と練馬区環境審議会

(1) 環境基本条例（平成18年6月練馬区条例第58号）

練馬区では、区の環境保全施策の方向性を明確にする基本的な枠組みとして平成18年6月29日に「練馬区環境基本条例」（以下「環境基本条例」といいます。）を公布し、同年8月1日に施行しました。

環境基本条例は、環境の保全に関する基本理念を明らかにし、区、事業者および区民の責務を明確にするとともに、環境の保全に関する基本的な事項を条例として定めることにより、練馬区における環境保全を総合的、計画的に推進することを目的としています。

本条例では、環境基本計画や個別計画の策定、環境情報の区民等への提供、環境学習の推進など、区の環境保全施策について規定しました。さらに、本条例に基づき、練馬区環境審議会などの新たな仕組みが創設されました。

区は、この環境基本条例に基づき、環境保全施策を事業者および区民と連携協力しながら進めています。

(2) 環境基本条例の概要

ア 基本理念

良好な環境を次世代に引き継ぐこと、環境への負荷が少ない持続可能な社会を築くこと、日常生活や事業活動全般において環境保全を進めることの3項目を基本理念としています。

イ 区の責務など

区をはじめ、事業者、区民、区内で活動する人の責務をそれぞれ定め、相互に連携・協力するよう努めることを定めています。

ウ 計画および施策の策定など

環境保全に関する基本的な計画（環境基本計画）の策定を区長の義務としました。また、施策の策定や施設の建設などに際して、環境に配慮することを定めています。

エ 区民参加や区民への支援など

区は、区政への区民参加を進め、環境保全に関する区民活動を支援する仕組みを整備するとともに、環境学習および環境保全への意識啓発の推進に努めていきます。

また、日常生活や事業活動が環境に大きな負荷をかけないように、必要に応じて区民や事業者措置を要請することができることを定めています。

オ 調査、研究など

区は、環境についての調査・研究、情報の収集、監視・測定を実施し、報告書を作成するなどして、その結果を公表することを定めています。また、環境に関する情報を事業者および区民に提供することを定めています。

カ 練馬区環境審議会

区の環境保全に関する施策や事業に関して意見を聴くため、区長の附属機関として「練馬区環境審議会」を設置することや、その基本的事項を定めています。

(3) 練馬区環境審議会

環境基本条例第 22 条の規定に基づき、「区の環境の保全に関して基本的事項を調査審議するための組織」として、平成 18 年 12 月に練馬区環境審議会を設置しました。

環境審議会は、区長の諮問に応じて、環境基本計画に関することおよび区の環境の保全に関する基本的事項について調査審議します。委員の任期は 2 年で、平成 26 年 12 月から第 5 期の審議会となり、公募区民 5 名、区民団体推薦 4 名、事業者団体推薦 4 名、学識経験者 2 名、教育関係者 2 名、関係行政機関職員 1 名の計 18 名の委員で構成されています。

平成 26 年度は 5 回の審議会を開催し、「練馬区環境基本計画 2011（後期計画）の策定スケジュール」「練馬区環境基本計画 2011 基礎調査の結果」「練馬区環境基本計画 2011（前期計画）の課題点」および「光が丘清掃工場建替事業に係る環境影響評価調査計画書に対する区長意見案」等について審議しました。

2 環境都市練馬区宣言(平成 18 年 8 月) (巻頭に記載)

「環境都市練馬区宣言」は、環境基本条例に沿って、区民・事業者・区を挙げて、地域環境、地球環境の保全に取り組む決意と基本方針を内外に明らかにする都市宣言です。これは、環境基本条例を後押しし、区民、事業者および区の環境保全の取組を推進し、今後、一層の努力を傾けて、より良い環境をつぎの世代に引き継いでいく一つの契機とするための宣言です。

練馬区では、過去、3 つの都市宣言 (①非核都市練馬区宣言 (昭和 58 年 10 月 3 日)、②交通安全都市練馬区宣言 (平成 10 年 12 月 15 日)、③健康都市練馬区宣言 (平成 13 年 10 月 8 日)) を行っています。環境都市練馬区宣言は、これらに続く練馬区 4 番目の都市宣言です。

環境都市練馬区宣言自体には、条例のような法的拘束力はありません。しかし、区として環境保全に取り組む意思と姿勢を示すという点に、大きな意味があります。

また、宣誓文は、区民による懇談会が原案を作成しました。その原案を基に区の内部で検討を進め、宣言文案を作成し、区議会の議決を経て決定しました。

3 練馬区環境基本計画 2011（平成 22 年 12 月策定）

(1) 計画の基本的事項

ア 計画策定の目的

区は、平成 5 年度に最初の「練馬区環境基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を策定し、この計画を基本に区の環境保全に関する施策を展開してきました。

そうした中、平成 21 年度に「練馬区基本構想」および「練馬区長期計画（平成 22 年度～26 年度）」が策定されたことで、新たな環境行政の方向を示すとともに、増加を続ける温室効果ガスの排出削減や、区の特長であるみどりの保全・創出等さまざまな対応が求められるようになりました。

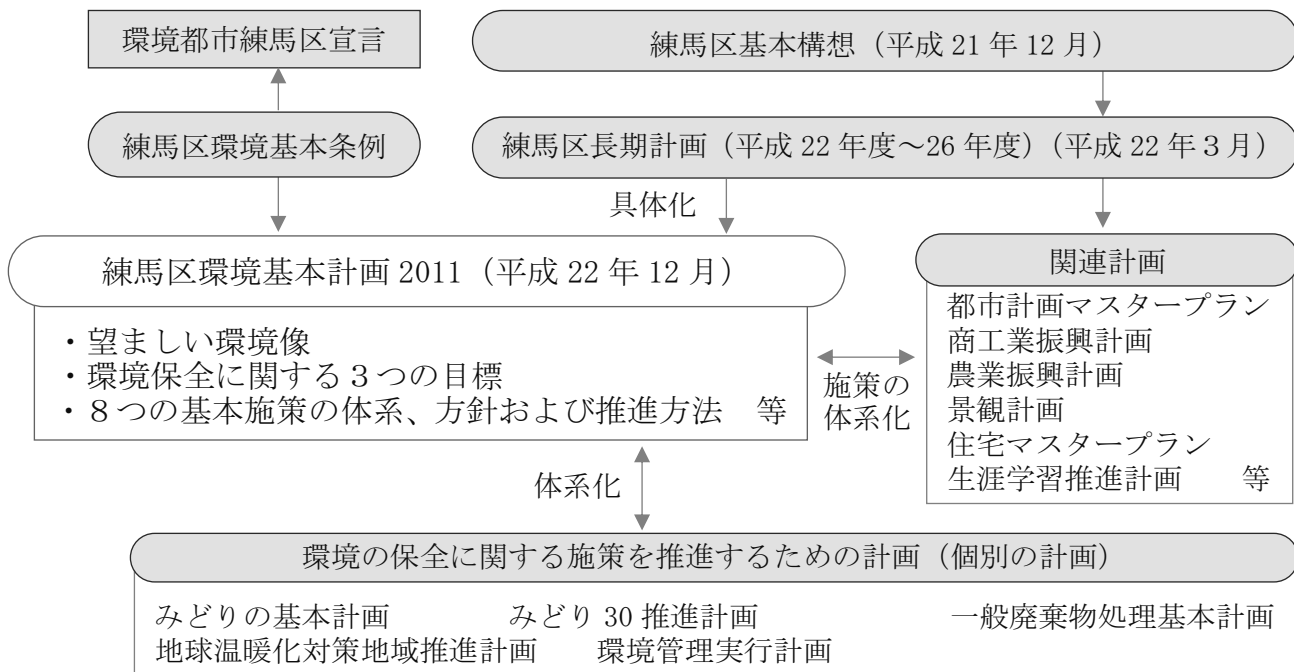
これらの環境行政を取り巻く状況の変化や、国内外の動向を踏まえ、新たな基本計画の策定を、平成 21 年 9 月から始めました。計画素案を平成 22 年 8 月にまとめ、それに対するパブリックコメントおよび練馬区環境審議会に諮問することで、計画案としてまとめ、同年 12 月に策定しました。

イ 計画期間

基本構想の目標年次を踏まえ、平成 23 年度からおおむね 10 年後の平成 30 年代初頭までとしています。このうち平成 26 年度までを前期計画と位置づけ、基本施策や事業の目標を設定しています。

前期計画期間終了時に、施策環境指標および事業の見直しを行い、後期計画を策定することとしています。

ウ 計画の位置づけ



(2) 計画体系と進捗管理

ア 計画の体系

基本計画では、基本構想、長期計画、環境都市練馬区宣言における区のめざす姿や目標を踏まえ、「望ましい環境像」を定め、環境面からのまちづくりの推進を図ります。

望ましい環境像の実現に向け、3つの基本目標を設定し、その達成のために8つの基本施策を定めました。この基本施策のもとに、23の施策と80の主な事業を位置づけ、全体を体系化しました。また、8つの重点事業を、基本目標を達成するために特に重点的に取り組むべき事業として位置づけました。

望ましい環境像 ともに築く 循環・共生のまち ねりま					
基本目標	基本施策	施策	重点事業		
みどり豊かなまちをつくる	ふるさとのみどりと水を創出する	民有のみどりの創出	みどりの街並みづくりへの助成 農とのふれあいの推進		
		みどりと水の拠点整備と機能の維持			
		都市農業の振興と都市農地の保全			
		公共施設の緑化整備			
	みどりを愛し育む活動を広げる	みどりを守り育てる仕組みづくり	みどりのリサイクルの推進		
		身近なみどりを広げる活動への支援			
	まちなみを守り育てる	まちづくり環境配慮制度の活用	調和のとれた都市景観の形成	地域の特色を活かした景観まちづくりの推進	
			まち美化活動への支援		
環境に配慮したまちをつくる	地球温暖化対策を強化する	地球温暖化対策やヒートアイランド対策の推進	練馬区版カーボン・オフセット制度の創設 練馬区資源循環センターを活用した3Rの推進		
		区民・事業者の環境配慮活動への支援			
		区の環境配慮行動の率先実行			
	循環型社会を構築する	ごみの発生抑制と意識啓発の推進			
		リサイクルの推進			
		ごみの適正処理の推進			
	安全で暮らしやすい地域環境をつくる	良好な交通環境の整備		安全な生活環境づくりの推進	
				環境にやさしい住まいづくりの促進	
				環境に配慮した経済活動への支援	
学びと行動の環を広げる	環境学習・環境教育を促進する	環境情報の効果的な提供	新たな地球温暖化防止啓発事業の実施		
		環境学習・環境教育のための機会づくり			
	協働による取組を広げる	環境保全活動・環境教育を担う人材の育成	協働による取組の促進	練馬区地球温暖化対策地域協議会への支援	

イ 進捗管理

本計画の進捗状況の点検は、区の環境の状況や環境保全施策の実施状況を示す代表的な指標である「環境指標」を用いて行うこととしています。

各環境指標は、本計画の基本施策ごとに設定し、基本施策の進捗や成果を測るため、前期計画期間において達成をめざす目標としました。

ウ 前期計画期間の取組結果

平成 26 年度は前期計画期間の最終年度であり、19 の環境指標について、成果の点検を実施したところ、以下の結果となりました。

環境指標の状況等に関する調査結果	
A	目標値どおりまたは目標値以上の実績をあげている 8 指標
B	ほぼ目標値どおり（目標値の概ね 8 割以上）の実績をあげている 8 指標
C	事業を実施しているが、目標値の 8 割に満たない 3 指標
D	事業を全くしていない 0 指標
E	評価計算ができない 0 指標

基本施策	環境指標	平成 26 年度実績	評価	平成 26 年度目標
ふるさとのみどりと水を創出する	市民緑地(憩いの森・街かどの森)の年間新規開設面積	1,551 m ²	C	3,700 m ² (憩いの森 1 か所 1,700 m ² 街かどの森 4 か所 2,000 m ²)
	河川の生物化学的酸素要求量 (BOD) の環境基準値達成率	95.8%	B	100%
	農業体験農園の施設整備数	17 園	B	20 園
みどりを愛し育てる活動を広げる	練馬みどりの葉っぱい基金の積立額 (累計)	18 億 2,695 万円	A	7 億 6,000 万円
	地域住民による公園等の管理か所数	51 か所	B	58 か所
まちなみを守り育てる	環境影響評価手続における区民周知の実施度合い	100%	A	100%
	景観まちづくりを進めている地区数	完了	A	2 地区
	環境美化推進地区および環境美化活動団体の登録世帯数	119,030 世帯	C	160,000 世帯

基本施策	環境指標	平成 26 年度実績	評価	平成 26 年度目標
地球温暖化対策を強化する	練馬区から排出される温室効果ガスの年間総排出量 (CO ₂ 換算)	(平成 24 年度) 225 万 7 千 t	C	(平成 24 年度) 185 万 7 千 t
	住宅・事業所の地球温暖化対策設備設置補助件数 (累計)	住宅補助 4,465 件 事業所補助 33 件	B	住宅補助 3,600 件 事業所補助 120 件
	区の事務事業に伴う温室効果ガスの年間排出量 (CO ₂ 換算) (温室効果ガス排出量の算出に当たっては、平成 21 年度の排出係数により算出)	43,275t	A	44,391 t
循環型社会を構築する	区民一人 1 日当たりのごみの排出量	508.3 g	A	530 g
	集団回収登録団体数	557 団体	A	490 団体
	可燃ごみの中に資源物、可燃ごみ以外のものが混入している割合	22.8%	B	26 年度まで 20%、 32 年度まで 15% 以下
安全で暮らしやすい地域環境をつくる	区内の都市計画道路の完成率	50.3%	B	55%
	みどりバスの乗車人数 (1 便あたり平均)	20.3 人	B	24 人
	二酸化窒素が環境基準に適合している測定か所数 (割合)	13 か所 (100%)	A	13 か所 (100%)
環境学習・環境教育を促進する	環境作文コンクールへの作文応募数	1,059 作品	B	1,100 作品
協働による取組を広げる	ねりまエコ・アドバイザーが関わった環境保全・環境教育関係事業の年間実施数	812 件	A	500 件

4 練馬区地球温暖化対策地域推進計画（平成 21 年 3 月策定）

(1) 策定の背景

区は、これまで、環境基本計画や「練馬区地域省エネルギービジョン（平成 18 年 2 月策定。以下「省エネビジョン」といいます。）」に基づき、省エネルギー対策、地球温暖化対策に取り組んできました。省エネビジョン策定以降は、京都議定書目標達成計画が改定され、国や東京都が中・長期的な温室効果ガスの削減目標や対策等を示した計画を策定するなど、地球温暖化への対応が変化してきています。

こうした中、区は、平成 19 年度から、省エネビジョンに代わる新たな地球温暖化対策の枠組みとして、練馬区地球温暖化対策地域推進計画（以下「地域推進計画」といいます。）の策定作業に着手し、平成 21 年 3 月に策定しました。

(2) 目的・位置づけ・対象とする温室効果ガス

ア 目的と位置づけ

地域推進計画は、京都議定書目標達成計画や東京都環境基本計画を踏まえ、区の自然的社会的条件に応じて、区全体に係る地球温暖化対策を総合的、計画的に推進することを目的とします。また、地球温暖化対策推進法に基づく計画であるとともに、区の環境基本計画に基づく個別計画でもあります。

イ 対象とする温室効果ガス

地域推進計画は、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）の 6 種類の温室効果ガスを対象とします。

(3) 区の温室効果ガス排出量

ア 温室効果ガス総排出量の推移

温室効果ガス総排出量は、このまま新たな対策を講じなければ、平成 24 年度には 231 万 7 千 t-CO₂まで増加すると予測しました。そこで、地域推進計画では、総排出量を平成 12 年度（2000 年度）比で 8%削減し、24 年度までに 185 万 7 千 t-CO₂にすることを短期的目標として取り組んできました。しかし、24 年度の実績値は、原子力発電所の停止により、電力の二酸化炭素排出係数が増加したため、予測値は下回ったものの、目標値は達成できませんでした。

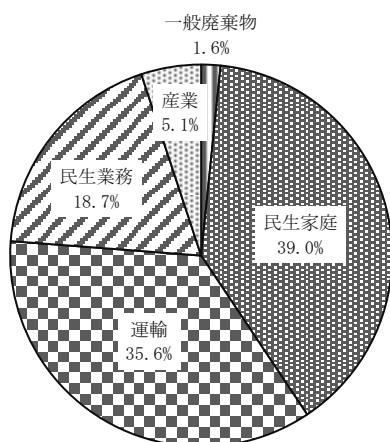
年度	基準年度 H12 (2000) 実績値	H17 (2005) 実績値	H22 (2010) 実績値	H24 (2012) 実績値	H24 (2012) 目標値 予測値
排出量 (千 t-CO ₂)	2,020	2,024	2,034	2,257	1,857 2,317

イ 二酸化炭素の部門別排出量の推移

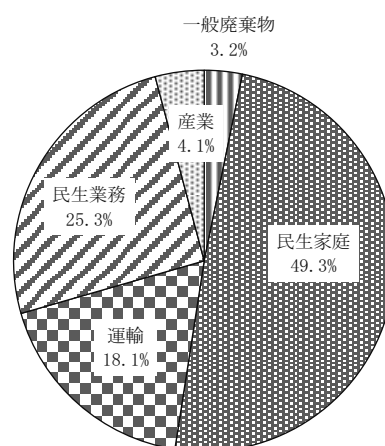
平成 24 年度（2012 年度）の区内で排出された二酸化炭素の約 93%は、民生家庭部門（一般家庭）、民生業務部門（事業活動）および運輸部門（自動車等）から排出

されました。特に民生家庭部門と民生業務部門の排出量の占める割合が、平成 12 年度（2000 年度）に比べ大きくなっています。

平成 12 年度（2000 年度）



平成 24 年度（2012 年度）



(4) 区の地球温暖化対策の課題と地域推進計画の基本理念・基本方針・目標

区の温室効果ガス排出量は大部分が二酸化炭素であり、民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門から排出されているという特性があります。

この特性に基づき整理した地球温暖化対策の課題と地域推進計画の基本理念、基本方針、目標は以下のとおりです。

ア 練馬区の特性を踏まえた地球温暖化対策の主要な課題

- (7) 区民、事業者、区が一体となって、民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門における省エネルギー対策に取り組んでいくこと。
- (8) 二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーの利用を拡大していくこと。

イ 地域推進計画の基本理念および基本方針

地球温暖化対策の課題および省エネビジョンを踏まえ、つぎの基本理念、基本方針を掲げ、練馬区における地球温暖化対策を推進することとします。

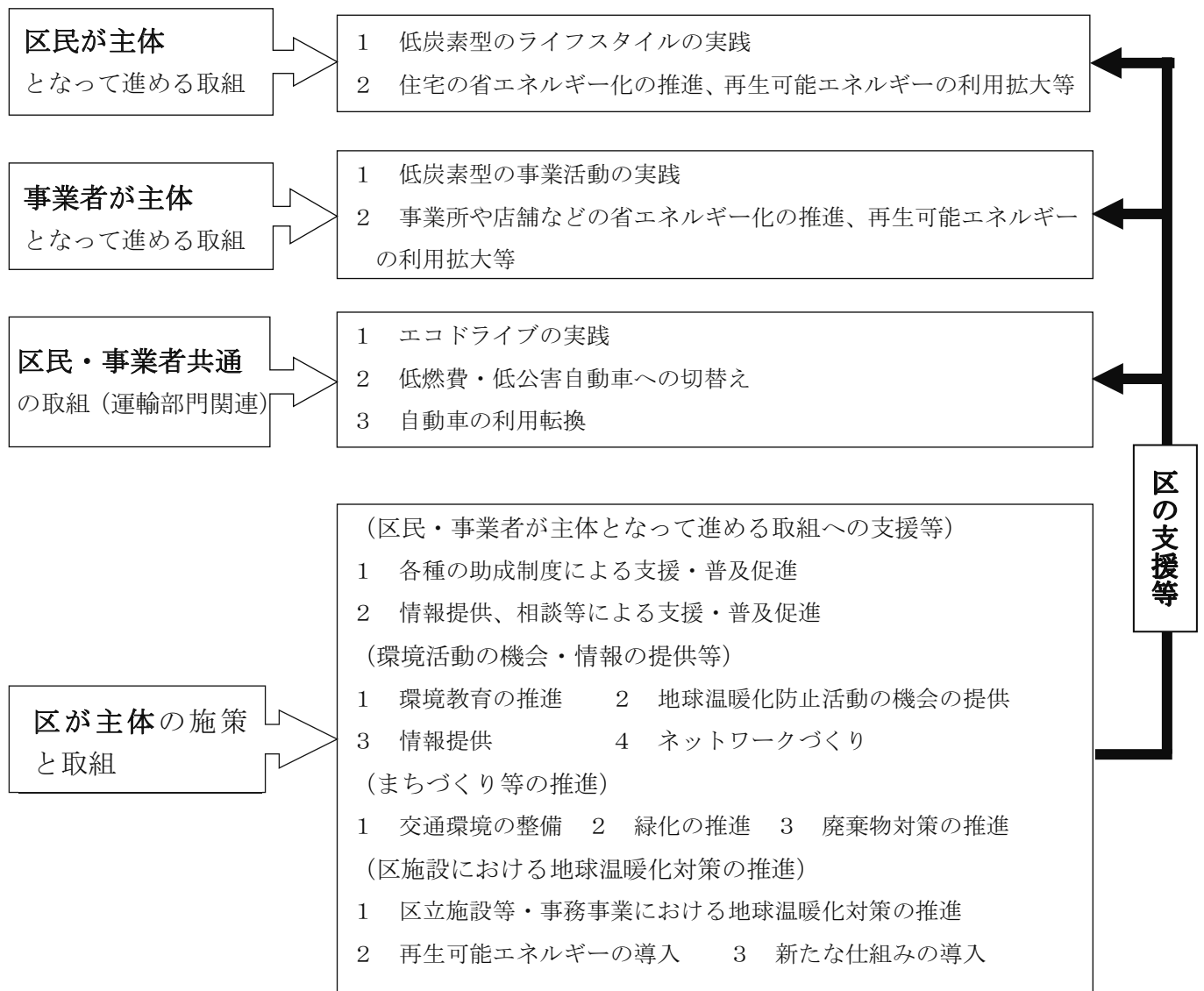
基本理念
練馬から広げよう エコの“ ^わ 環”
基本方針
一人ひとりがエコライフに取り組みます あらゆる場面でエコに取り組みます みんなが手をつなぎ、温暖化防止に取り組みます

ウ 地域推進計画の目標

区における低炭素社会づくりを進めていくため、温室効果ガス削減目標を掲げます。

短期的目標
平成 24 年度（2012 年度）までに、平成 12 年度（2000 年度）比で 8% 削減 平成 12 年度（2000 年度）より 16 万 3 千 t を削減 区民 1 人 1 日あたり 0.6kg を削減
中長期的目標
平成 32 年度（2020 年度）までに、平成 12 年度（2000 年度）比で 25% 削減 平成 12 年度（2000 年度）より 50 万 5 千 t を削減 区民 1 人 1 日あたり 1.9kg を削減

(5) 区における地球温暖化対策の体系



(6) 地域推進計画の推進方策

地域推進計画の進行管理は、計画の企画・立案（Plan）、取組の実施および運用（Do）、実施結果の点検（Check）、計画の見直し（Action）というPDCAサイクルのプロセスに沿って進めます。PDCAサイクルによる計画推進は、練馬区地球温暖化対策地域協議会、練馬区環境審議会および区の関係部課長で構成する練馬区地球温暖化対策推進本部が担います。

(7) 練馬区地球温暖化対策地域協議会（ねり☆エコ）

区内の日常生活に起因する温室効果ガスの排出抑制に必要な取組を協議し、企画・実施するため、平成22年5月に設立されました。

平成23年度に区民公募により、「ねり☆エコ」という愛称になりました。

練馬区をはじめ、区民団体、事業者団体、教育関係者、学識経験者、行政関係機関など30会員で構成されています。

平成26年度には「ねりま・エコスタイルフェア」のほか、国が定める環境月間、地球温暖化防止月間、省エネルギー月間に合わせ、地球温暖化の最新の国際的研究に関する講演会や水素ステーションの見学などを行いました。また、事業者向けにクールビズやエコドライブの講習会の開催、小学3年生から中学2年生を対象とした「こどもエコ・コンクール」などの事業を実施し、啓発活動を進めました。さらに地球温暖化対策に寄与する民間イベントの後援、地域イベント・地区祭への協力など、様々な方法で節電・省エネ・省資源を働きかけ、温室効果ガスの排出抑制を啓発しています。

5 再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助制度*

太陽光発電設備や家庭用燃料電池システムは、日常生活における温室効果ガスの発生を抑制する効果がありますが、設備の設置には多額の費用がかかります。

そこで、区では平成18年度から、これらの設備を設置した方に、その費用の一部を補助することにより、再生可能エネルギー・省エネルギー設備の区内への普及を促進しています。平成22年度から小規模事業者への補助も行っています。

※ 平成26年度までの制度名は、「地球温暖化対策設備設置補助制度」



太陽光発電設備

《平成 26 年度 補助実績》

設備種類	補助内容 (1件あたり・上限)	実績※	
		件数(件)	金額(千円)
太陽光発電設備	7万円	245	17,150
強制循環式太陽熱利用システム	2.5万円	0	0
自然冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	2.5万円	45	1,125
ガスエンジン・コージェネレーションシステム (エコウィル)	2.5万円	0	0
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	7万円	394	27,580
窓の断熱改修	2万円	18	358
直管形LED照明	2万円	2	40
合計		704	46,253

※ 実績は住宅用・小規模事業者用の合計



家庭用燃料電池システム(エネファーム)



自然冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)

6 環境教育啓発事業

(1) エコライフチェック

エコライフチェックとは、区民一人ひとりおよび事業所が環境に配慮した行動に取り組む日(エコライフデー)を決めて、自らエコライフを実践し、普段の日と比較することでエコライフの効果(二酸化炭素排出量の削減)を確認する普及啓発事業です。

エコライフチェックの特徴は、日常行動において環境配慮したかどうかをチェックするだけなので、気軽に参加できるという点と、エコライフの実践をチェックするための「エコライフチェックシート」を区と区民の共同で作成している点です。

平成26年度は、区民37,320人および15事業所の取組により4.28t/日のCO₂を削減し、区内の学校1校に、エコライフチェック事業還元植樹をしました。

エコライフチェックシート(中学生用)

(2) 環境作文コンクール

小・中学生の環境問題への意識・関心を高めることを目的として、昭和 49 年度から環境作文コンクールを実施しています。

平成 26 年度は、「わが家のエコじまん」、「ねりまでみつけた・感じた自然」、「家で！学校で！みんなでできるリサイクル」の 3 つのテーマに、1,059 点（小学生部門 325 点、中学生部門 734 点）の作品の応募がありました。入賞作品は、作品集としてまとめ、区立図書館、環境課窓口、区ホームページ等で公開しています。

(3) こどもエコクラブ活動の支援

（公財）日本環境協会が主催しているこどもエコクラブ（幼児から高校生を対象とする環境活動クラブ活動）の地方事務局として、子どもの環境保全活動や環境学習を支援しています。平成 26 年度は 2 クラブ 271 名が登録・活動しました。

(4) ねりまエコ・アドバイザーの活動の支援

ねりまエコ・アドバイザーとは、区が行う環境教育啓発事業や環境調査などへの協力、地域で行われる環境保全活動への助言・協力等、区の環境施策に関することを行う者（ボランティア）のことです。

区では、ねりまエコ・アドバイザー活動の支援として、フォローアップ研修を実施し、ニュースレター「ねりまエコ・アドバイザー通信」を発行しています。

また、ねりまエコ・アドバイザー相互の情報交換、連携等を図るため、平成 21 年に「ねりまエコ・アドバイザー協議会」が設立されました。

平成 27 年 3 月末現在、49 名のねりまエコ・アドバイザーが活動しています。



フォローアップ研修（環境講演会）

(5) 環境月間行事

毎年、6 月 5 日の「世界環境デー」に合わせ環境省が定める環境月間（6 月）に、環境月間行事を開催しています。

平成 26 年度は、区役所本庁舎アトリウムを会場として、「ともに築く 循環・共生のまちねりま」をテーマに実施しました。

区内の環境活動団体、清掃事務所、図書館などが参加しました。



平成 26 年度（2014 年度）環境月間行事（区役所アトリウム）

(6) 電気自動車の活用

区では地球温暖化対策に取り組む一環として、平成 21 年 10 月から電気自動車を導入しています。

電気自動車は、走行中に二酸化炭素 (CO₂) や窒素酸化物 (NO_x) などの排気ガスを全く排出しないエコカーです。静粛性に優れ、ガソリン車と比較して 1km あたりの走行コストが低いなど、多くのメリットがあります。車体には、区在住の漫画家で名誉区民の松本零士氏の作品「銀河鉄道 999」のイラストがフルラッピングされており、環境啓発と同時に区の特徴であるアニメ産業の紹介にも役立てられています。

電気自動車は、現場調査などの日常業務をはじめ、保育園・幼稚園・小学校を対象とした清掃・リサイクルの普及啓発の場である「ふれあい環境学習」、資源とごみの正しい分け方・出し方の説明会である「青空集会」においても活躍しています。その他にも、平成 26 年度は、「ねりま・エコスタイルフェア」などの環境啓発イベントや「練馬アニメカーニバル」などのアニメイベントにおいても展示を行い、幅広く区民に親しまれています。



電気自動車



ふれあい環境学習の様子

©Leiji Matsumoto

(7) ねりま・エコスタイルフェア

ねりま・エコスタイルフェアは、地球温暖化防止その他環境への負荷の低減に寄与する啓発活動として、節電、省エネ・省資源につながる展示・発表などを行っています。

平成 26 年度は、練馬区と練馬区地球温暖化対策地域協議会 (ねり☆エコ) の共催により、練馬まつりの協賛事業として「地球に人に優しく暮らす」というテーマのもと、平成 26 年 10 月 19 日(日)にとしまえんで開催しました。

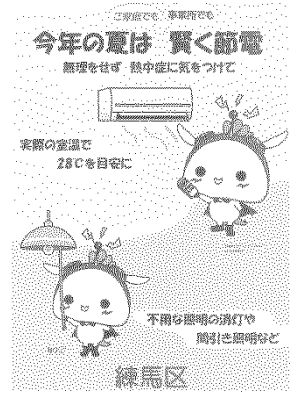
当日は、ねり☆エコの会員団体を中心とした参加団体による家庭での節電の取組や省エネ・省資源を推進するさまざまな展示、ミニステージを利用したリサイクルを推進する紙芝居、「エコキャラクター大集合」事業、エコカーの展示やオリエンテーリングの開催により、楽しみながらのエコ意識の啓発に取り組みました。来場者は、練馬まつり・健康フェスティバルの来場者とあわせて約 33,000 人でした。



ねりま・エコスタイルフェアの様子

(8) 節電対策

区は、身近なところからエネルギー使用の無駄を見直し、「無理のない賢い節電」に取り組んでいます。平成26年度は、平成25年度に引き続き、区施設で施設利用者などの健康管理に配慮しながら、節電に取り組みました。夏期には、家庭や事業所に節電への協力を呼びかけるポスターを区内の公設掲示板等に掲示しました。



夏期の節電ポスター

(9) ねりま eco チャレンジ！打ち水大作戦

打ち水は、誰でも手軽にできるヒートアイランド対策です。平成26年度は、区民参加型の打ち水イベントを実施し、その楽しさや涼しさを多くの区民に体感していただきました。

保育園、商店街、大学、図書館等23か所で打ち水イベントが行われた他、多くの区民の方が自宅周辺等で打ち水を実施し、延べ7,225人の方が参加しました。打ち水前後では地表面温度が平均5℃低下を記録し、アンケートでも95%の参加者が涼しくなったと感じています。また、98%の方が楽しかったと答えるなど、打ち水のイベント効果が実証されました。



商店街での打ち水イベント

同年8月下旬には、イベントの結果等をまとめたパネル展を区役所本庁舎アトリウムで行いました。

(10) 練馬区民環境行動連絡会の活動支援

区の呼びかけに賛同した区民・事業者により組織された「練馬区民環境行動方針検討会議」は、自ら環境問題に取り組む行動を考え、実現していくために、平成16年8月に「練馬区民環境行動方針」を策定しました。

この方針において提案されたプロジェクト案のうち、先行して取り組む項目を具体化するために、検討会議委員の有志を中心にグループが結成されました。平成17年4月には、これらのグループ間の連絡・調整等を図るための組織として「練馬区民環境行動連絡会」（以下「連絡会」といいます。）が発足し、活動しています。

区は連絡会と共催で、区民環境行動講演会を開催するとともに、広報紙の編集・発行を支援しています。その他、必要に応じて共同事業の実施、連絡会の活動への協力などを行っています。平成26年度は、区民環境行動講演会を2回開催、連絡会の広報紙「もっと！青い空」を2回発行しました。

*第1回 平成26年7月13日開催

講演名 音楽でこの地球を守りたい！

講師 NPO 法人国境なき楽団代表理事 庄野 真代 氏

第2回 平成27年1月31日開催

講演名 ミツバチでつながる人、まち、地域の発展

講師 NPO 法人銀座ミツバチプロジェクト副理事長 田中 淳夫 氏

*平成26年度区民環境行動講演会

(11) 環境活動団体紹介

区民の自主的な環境活動を活発にしていくために、区内で環境活動（環境学習活動、環境保全活動）を行っている団体を広く区民に紹介しています。

平成27年3月31日現在、16団体が登録されています。各団体の活動内容等については、区のホームページの「学ぶ・楽しむ」内の「環境学習・環境活動」に掲載しています。